

▶ 平成27年10月から新たに始まる ◀

# 退職等年金給付制度の 財政計算結果について

今年（平成27年）10月から、組合員の皆さまが現在加入している国家公務員共済組合制度に新たに「退職等年金給付制度」が設けられます。

この新しい制度の適用を受けることとなる組合員の皆さまに新たに掛けていただく掛金を算定するための掛金率や、給付額の算定に必要となる付与率などについては、国家公務員共済組合連合会の定款で定めることとされています。

このリーフレットでは、この財政計算結果と定款変更に至るまでの経緯についてご紹介いたします。

※ あわせて、下記リーフレットもご覧ください（ホームページからもご覧いただけます）。

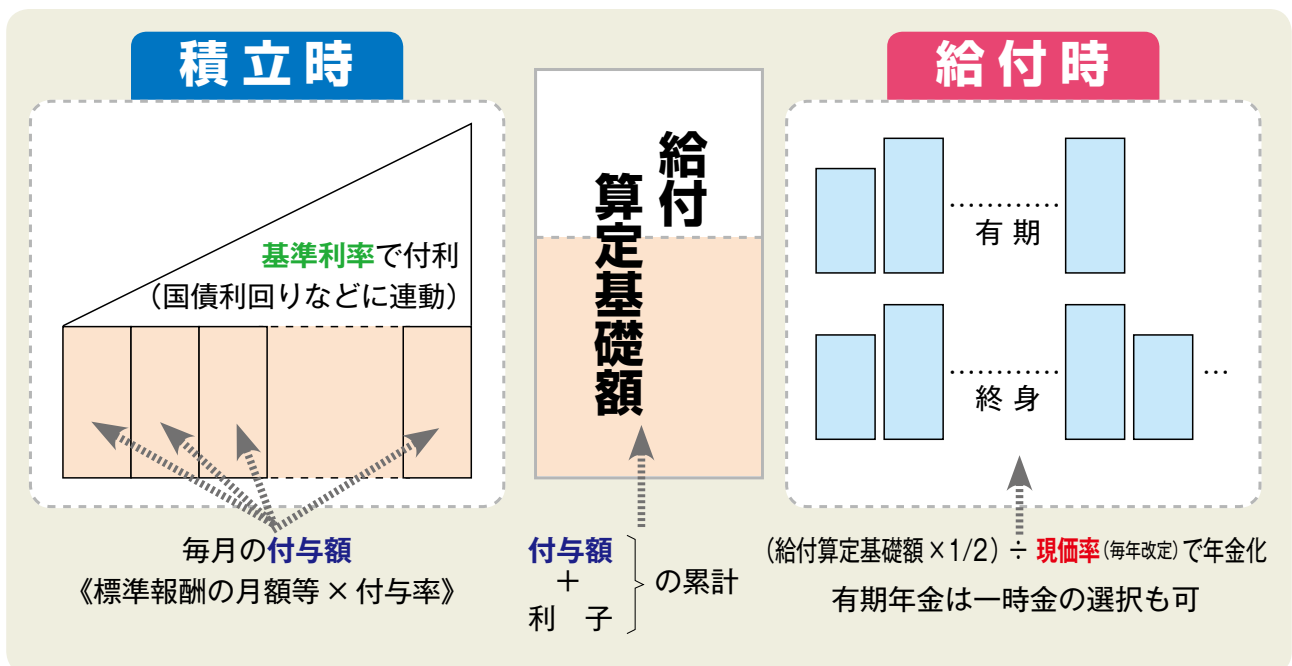
- ・平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されます(平成26年10月発行)
- ・平成27年10月から新たに始まる退職等年金給付制度の財政計算と掛金率など(平成27年8月発行)



# 退職等年金給付の概要

- 退職年金の半分は有期年金、半分は終身年金。原則、65歳から受給。有期年金については20年受給または10年受給を選択（一時金の選択も可能）。
- 本人死亡の場合、終身年金部分の受給は終了。有期年金の残余部分は遺族が一時金として受給。
- 財政運営は積立方式。
- 公務に基づく負傷または病気により、障害の状態になった場合や死亡した場合には、公務障害年金または公務遺族年金を受給。

## 【積立時と給付時のイメージ】



### 積立時 (=在職時)

- ・掛金(標準報酬の月額等×掛金率)を掛けていただくことにより、付与額(標準報酬の月額等×付与率)と利子(基準利率で付利)が累積
- ・国などの事業主は掛金と同額を負担

### 給付時

- ・給付算定基礎額(付与額と利子の累計)の1/2ずつを終身・有期退職年金に充当
- ・給付算定基礎額の1/2を「終身年金現価率」または「有期年金現価率」で除して年金額を算出

## 《参考》平成27年9月30日までの組合員期間をお持ちの方

【H27.10.1前後の組合員期間を有する方】	【H27.10以降の組合員期間のみを有する方】
H27.9以前の期間で算定	H27.10以降の期間で算定
旧職域部分 退職等年金給付	退職等年金給付
老齢厚生年金	老齢厚生年金
老齢基礎年金	老齢基礎年金

平成27年9月30日までの組合員期間については退職等年金給付の給付額の算定基礎とはなりません。【同日以前の組合員期間】を計算の基礎とする従来の職域部分(旧職域部分)も受給することができます(左図参照)。

詳しくはホームページをご覧ください。

# 財政計算結果について(その1)

## ◆計算基礎について

### ▶ 基礎数

組合員数や標準報酬の月額、平成26年9月末時点のデータを使用しました（標準報酬統計をもとに作成）。

### ▶ 基礎率

総脱退率や死亡率などの基礎率は、平成26年に行った共済年金の財政再計算で使用したものと**同じもの**を使用しました（組合員の動態統計調査や年金受給者統計をもとに作成）。

## ◆基準利率の設定について

10年国債の応募者利回りを勘案（直近1年平均と直近5年平均の低い方を使用）することとし、直近1年平均が直近5年平均を下回るため、**基準利率は0.48%**に設定しました。

※ 今年(平成27年)10月1日から来年(平成28年)9月30日まで適用されます（毎年10月改定）

### 《参考》平成26年度 10年国債応募者利回り

直近1年平均	<u>0.4898%</u>
直近5年平均	0.8456%

## ◆年金現価率の設定について

上記の基準利率、死亡率の状況およびその見通しを使用し、将来にわたって財政が均衡することを勘案して、年金額が終身（有期の場合は支給残月数）にわたりおおむね一定となるよう、以下（有期年金現価率については、4頁）のとおり設定しました。

### 《終身年金現価率（主な年齢を抽出して掲載。詳細はホームページへ）》

年齢	終身年金現価率	年齢	終身年金現価率	年齢	終身年金現価率
60歳	25.482034	80歳	10.589354	100歳	2.576167
<b>65歳</b>	<b><u>21.609620</u></b>	85歳	7.658916	105歳	1.785874
70歳	17.766831	90歳	5.369283	110歳	1.167354
75歳	14.039831	95歳	3.720693	115歳以上	0.541368

※ 今年（平成27年）10月1日から来年（平成28年）9月30日まで適用されます（毎年10月改定）

# 財政計算結果について(その2)

## ◆年金現価率の設定について(つづき)

《有期年金現価率(主な支給残月数を抽出して掲載。詳細はホームページへ)》

支給残月数	<u>240月(20年)</u>	180月(15年)	<u>120月(10年)</u>	60月(5年)
有期年金現価率	<u>19.064542</u>	14.468187	<u>9.760455</u>	4.938647

※今年(平成27年)10月1日から来年(平成28年)9月30日まで適用されます(毎年10月改定)

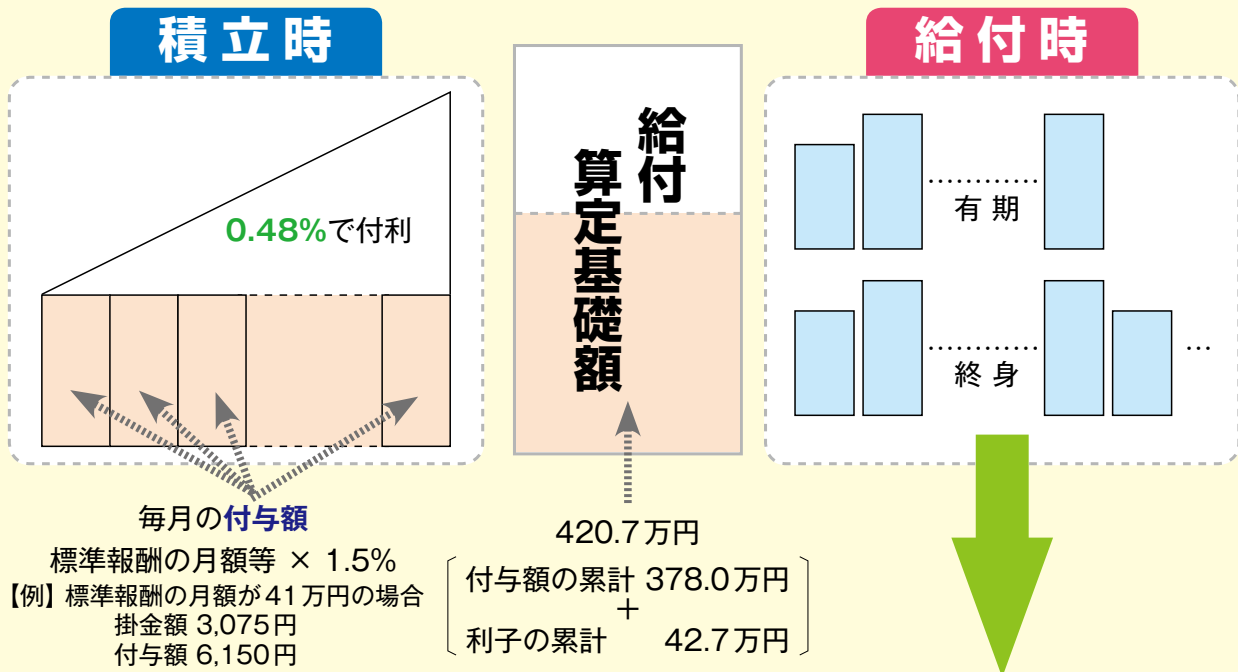
## ◆付与率の設定について

退職等年金給付が、組合員等の適当な生活の維持を図ること、また、公務の能率的運営に資することを目的とするものであることを踏まえ、この目的を達成できる給付水準を確保する観点から、付与率は1.50%に設定しました。

### ～以上を踏まえた退職年金のモデル年金額～

◎モデル年金額計算の前提条件

- ・平均標準報酬月額 40.6万円(国共済・地共済の全組合員平均値)
- ・組合員期間 40年(20歳から60歳まで。平成27年10月以降の期間)
- ・支給開始年齢 65歳。有期退職年金は受給期間20年を選択



●モデル給付算定基礎額(65歳時点) 4,206,940円

●モデル年金月額(65歳時点) 17,299円〔内訳〕 終身退職年金 8,108円  
有期退職年金 9,191円

〔・有期退職年金の受給期間を10年とした場合のモデル年金月額(65歳時点) 26,066円  
(内訳: 終身退職年金 8,108円、有期退職年金 17,958円)

〔・有期退職年金を一時金で受給することとした場合の一時金の金額(65歳時点) 2,103,500円〕

# 財政計算結果について(その3)

## ◆掛金率の設定について

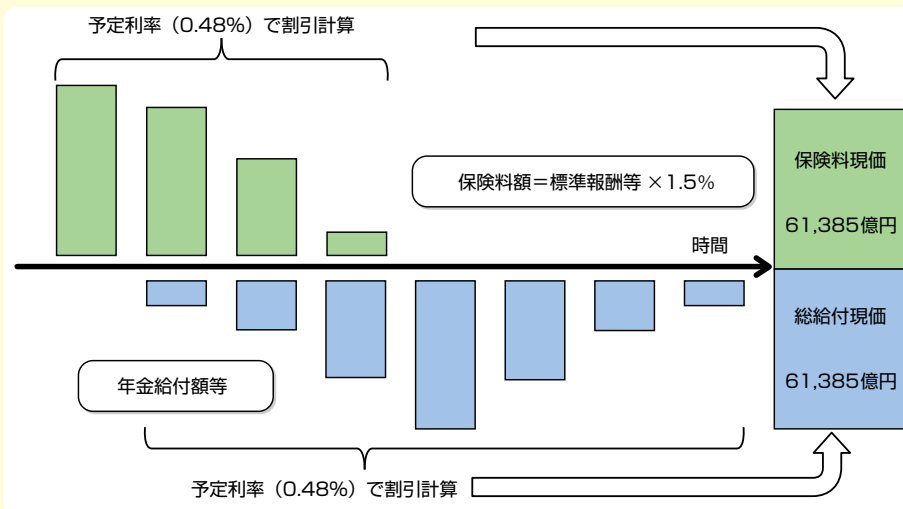
財政計算は、地方公務員共済組合制度と財政単位を一つに行っています。

掛金率の計算においては、総給付現価(将来の年金給付額などを予定利率で割引計算した現在価値)から保険料現価(将来の保険料収入を予定利率で割引計算した現在価値)を控除した積立基準額と積立金が均衡するように設定することとされています。

今回の財政計算では、制度創設時点で積立金がゼロであることから、**総給付現価と保険料現価が均衡するように保険料率(組合員の掛金率+事業主の負担金率)を設定しました。**

### 《計算結果》

【今回の財政計算のイメージ図】



財政計算の主な前提条件

- ・組合員数 387.1万人  
国共済：105.8万人  
地共済：281.3万人
- ・予定利率 0.48%  
基準利率と同率

※ 組合員数 387.1万人(国共済 + 地共済)の将来給付額と保険料収入が均衡するように計算を実施。

### ▶支出

	国共済 (億円)	地共済 (億円)	国共済 + 地共済 (億円)	国共済 + 地共済 の費用率(① / ②)
退職年金等現価	16,758	43,104	59,862	1.463%
公務障害・遺族年金現価	333	471	804	0.020%
事務費現価	130	589	719	0.018%
総給付現価 ①	17,220	44,164	61,385	1.500%

### ▶収入

	国共済 (億円)	地共済 (億円)	国共済 + 地共済 (億円)	国共済 + 地共済 の保険料率(③ / ②)
標準報酬等現価 ②	1,148,020	2,944,291	4,092,311	-
保険料現価 ③	17,220	44,164	61,385	1.50%

(注) 計数ごとに端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

以上の財政計算の結果、**保険料率が1.50%(組合員の掛金率0.75%、事業主の負担金率0.75%)で財政が均衡**することが確認されました。

# 財政計算の流れ

## 財政計算は、国家公務員共済組合制度と地方公務員共済組合制度の財政単位を一つにして実施します

退職等年金給付に要する費用については、国家公務員共済組合法および地方公務員等共済組合法において、国家公務員共済組合連合会と地方公務員共済組合連合会が相互に将来の給付額等の情報を共有した上で、これらの各種情報をもとに、それぞれにおいて財政計算を実施することとされています。

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成 24 年 11 月 26 日法律第 96 号)による「国家公務員共済組合法」の改正

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成 24 年 11 月 26 日法律第 97 号)による「地方公務員等共済組合法」の改正

平成 27 年 6 月 29 日開催「財政制度等審議会・国家公務員共済組合分科会」における「退職等年金給付の給付設計等(案)について」の公表

平成 27 年 6 月 26 日開催「地方財政審議会・地方公務員共済組合分科会」における「年金払い退職給付に係る主な数理設計について」の公表

**国家公務員共済組合連合会**  
基礎数・基礎率を整理

**地方公務員共済組合連合会**  
基礎数・基礎率を整理

国家公務員共済組合連合会 } において財政計算を実施  
地方公務員共済組合連合会 }  
掛金率等(案)を作成

関係政省令の公布等

**年金業務懇談会**

〔理事長の私的諮問機関〕

**運営審議会**

**運営審議会**

**掛金率等の決定**

**掛金率等の決定**

・財務大臣への認可申請  
・大臣間による協議  
・財務大臣からの認可

・総務大臣への認可申請  
・大臣間による協議  
・総務大臣からの認可

**定款変更**

**定款変更**

# 年金業務懇談会における審議の結果

今回の財政計算においては、あらかじめ年金業務懇談会（事務主管側委員5名、組合員を代表する側委員5名、学識経験者委員3名で構成）において審議を行い、8月7日開催の第115回会合において、次の「まとめ」が行われています。

平成 27 年 8 月 7 日  
第115回年金業務懇談会

## まとめ

平成24年8月に、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公正性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成27年10月から公務員についても厚生年金保険制度を適用するとともに、共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止することとされ、その廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとされた。

当懇談会は、この新たな年金である退職等年金給付の制度の創設にあたって必要となる財政計算について審議を行ってきた。

今般の審議の過程を通じ、新制度について当懇談会としては、国家公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的としているものであることに鑑み、持続可能な制度として構築して行く必要があるとの認識で一致した。

連合会が算定した基準利率、年金現価率及び保険料率は、算定に当たって示された前提条件を満たしているとともに、保険数理上妥当な数字であると認められる。

提案された保険料率は、組合員の新たな負担になるものであることに配慮しつつ、退職等年金給付制度の目的を達成するための給付水準を確保するものになっているとの結論に達し、これをもって年金業務懇談会の「まとめ」とする。

# 保険料率について

組合員の皆さまの年金にかかる保険料率（事業主負担を含む）は、平成27年9月時点では17.278%（うち組合員分 8.639%）ですが、このほか、**10月より退職等年金給付の保険料率 1.50%（うち組合員分 0.75%）**が新たに加わります。

	平成27年9月	平成27年10月 ～平成28年8月	平成28年9月 ～平成29年8月	平成29年9月 ～平成30年8月	平成30年9月～
a. 年金にかかる保険料率	17.278% ※	17.278%	17.632%	17.986%	18.300%
うち組合員分	8.639% ※	8.639%	8.816%	8.993%	9.150%
b. 退職等年金給付の保険料率	—		<b>1.50%</b>		
うち組合員分（掛金率）	—		<b>0.75%</b>		
【参考】 a + b	17.278%	<b>18.778%</b>	(19.132%)	(19.486%)	(19.800%)
うち組合員分	8.639%	<b>9.389%</b>	(9.566%)	(9.743%)	(9.900%)

※ 平成27年9月の率は、共済年金についての率です。下記の「保険料と給付の関係【イメージ】」をご参照ください。

注1.平成27年10月以降は、厚生年金に加入し、その「保険料率（厚生年金保険料率）」は法律で定められています。詳細については、ホームページをご覧ください。

注2.「退職等年金給付の保険料率」については、今回の財政計算にもとづく率であり、平成30年に予定されている財政再計算の結果などにより変更されることがあります。

## 保険料と給付の関係【イメージ】

〔平成27年9月まで〕

(職域部分)  
**共済年金**  
 国民年金  
 (基礎年金)

}

平成27年9月までの保険料（上記「a」：**組合員分**＋事業主負担分）が対象とする給付

〔平成27年10月以降〕

**退職等年金給付**

}

平成27年10月以降の退職等年金給付の保険料（上記「b」：**組合員分**＋事業主負担分）が対象とする給付

+

**厚生年金**  
 国民年金  
 (基礎年金)

}

平成27年10月以降の厚生年金保険料（上記「a」：**組合員**＋事業主負担分）が対象とする給付

※ 平成27年9月までの組合員期間を有する方は、厚生年金と国民年金のほか、同月までの組合員期間を基礎とする旧職域部分（3階部分）も受給することができます（2頁参照）

平成27年9月発行  
**国家公務員共済組合連合会**

〒102-8081  
 東京都千代田区九段南1-1-10  
 九段合同庁舎  
 ☎ 03-3222-1841（代表）



ご存じですか？  
**ジェネリック医薬品（後発医薬品）**

～お薬代が節約できます～

ジェネリック医薬品とは、厚生労働省の承認を得て、先発医薬品と同じレベルの品質、有効性、安全性が確保されて発売されている医薬品のことです。

～お薬の種類・処方等については、  
 医師、薬剤師の先生にご相談ください～